

消防法に基づく講習のカリキュラム基準の見直し（案）

1. これまでの経緯

【公益法人事業仕分けの結果】（H22. 5. 24）

○ 講習事業：「見直し」

評価結果：講習料等の引き下げなどの見直しを行う。

<とりまとめコメント>

- ・出来る限りのコストカット、経営の効率化
- ・講習事業の受け手、内容、講習料が適正かどうか不断の見直し
- ・再講習が本当に必要かどうか、期間や講習料を含めて検討し負担の軽減努力

※ 6 月 18 日付け「独立行政法人・政府系公益法人等の抜本改革に向けた当面の進め方」（行政刷新担当大臣）

「権限付与に基づく資格付与、義務付け講習等について、国民の時間的・金銭的負担を軽減するため、重複等を徹底的に見直す。」

【消防庁の対応方針・スケジュール】（H22. 6. 15 公表）

必要な防火・安全性能の確保に留意しつつ、下記により対応。

- ・講習・免状交付手数料の引き下げ等については、消防設備安全センター及び防火協会において検討。23 年度からの実施に向け、年内に結論。
- ・制度設計面については、
 - （i）受講者の負担軽減の観点から、年内を目途に、講習カリキュラム等の見直しについて検討
 - （ii）講習制度全体の体系については、前提となる点検制度等のあり方とあわせて、基本問題検討部会において検討し、年内に結論。改正消防法の施行にあわせて、順次実施

2. 当面のカリキュラム基準改正の案（別添参照）

（1）主な改正概要

① 講習時間数の縮減

各種店舗など一般事業所の責任者向け講習は、講習科目の大きくくり化等により効率化を図り、標準時間数を縮減。

講習名	標準時間数	
	現行	改正案
防火管理講習（甲種）	12 h（2 日：6,000 円）	10 h（▲2 h）
防火管理講習（乙種）	6 h（1 日：5,000 円）	5 h（▲1 h）
防災管理講習	5 h（1 日：7,000 円）	4.5 h（▲0.5 h）
防火・防災管理併催講習	14 h（2 日半：9,000 円）	12 h（▲2 h）

注）「現行」欄の（ ）内は、（財）日本防火協会実施分の日数及び講習手数料

② 講習科目の共通化

ビル管理や警備などの専門業者向け講習は、他の講習と類似する内容を共通科目化し、他講習既修者に対する科目免除を大幅に拡大。

講 習 名	科 目 免 除 対 象 時 間 数	
	現 行	改 正 案
消防設備点検資格者講習 16h（3日：33,000円）	他講習既修者に対しては、免除なし	防火管理講習又は自衛消防業務講習既修者は、2h免除
防火対象物点検資格者講習 18h（4日：45,000円）	防火管理講習既修者は、4hを免除 など	防火管理講習既修者は、10hを免除 など
自衛消防業務講習 12h（2日：40,000円）	なし	防火・防災管理併催講習既修者は、7hを免除
防災管理点検資格者講習 8h（2日：22,000円）	防災管理講習既修者は、3hを免除	防災管理講習既修者は、4.5hを免除

注)「講習名」欄の（ ）内は、(財)日本消防設備安全センター実施分の日数及び講習手数料。

③ 再講習の見直し

再講習の内容は、制度改正等（概ね過去5年間の法令改正及び災害事例等）の習得に限定することを基本に見直し、標準時間数を削減。

講 習 名		標 準 時 間 数	
		現 行	改 正 案
防火管理講習		3h	2h（▲1h）
消防設備点検資格者講習		5h	5h（±0）
防火対象物点検資格者講習		5h	5h（±0）
自衛消防業務講習		6h	4h（▲2h）
地震等 対応	防災管理者講習	3h	2h（▲1h）
	防災管理点検資格者講習	3h	2h（▲1h）

(2) スケジュール

本年 9月 目途 省令・告示改正案パブリックコメント
 11月 目途 省令・告示改正、運用通知発出
 平成23年 4月 施行、消防機関・登録講習機関が新カリキュラム講習開始

消 防 法 に 基 づ く 講 習 一 覧

【平成22年7月現在】

		防火管理講習		消防設備点検資格者講習		防火対象物点検資格者講習		自衛消防業務講習		防災管理講習		防災管理点検資格者講習								
対応する災害		火災対応						火災・地震等対応		地震等対応										
根拠条文		法第8条第1項 令第3条第1項		法第17条の3の3第1項 規則第31条の6第6項		法第8条の2の2第1項 規則第4条の2の4第4項		法第8条の2の5第1項 令第4条の2の8第3項		法第36条第1項 令第47条第1項		法第36条第1項 規則第51条の12第3項								
開始時期・導入経緯		昭和36年4月 〔防火責任者に火災に係る知識を有しない幹部職員を名目的に充てていた実態を受けて設置を義務付け。〕		昭和50年11月 〔昭和40年代のデパート火災等を契機に、点検を義務付け。〕		平成15年10月 〔新宿歌舞伎町雑居ビル火災を契機に、雑居ビル等について点検を義務付け。〕		平成21年6月 〔東海地震、東南海・南海地震や首都直下地震の発生の切迫性が指摘されていることに対応するため不特定多数の者が利用し、円滑な避難誘導が求められる大規模・高層の建物について、設置・点検を義務付け。〕												
主な業務		・消防計画(防火)の作成 ・消火、避難訓練の実施		・消防用設備等の点検、 作動試験		・消防計画の作成状況、 避難経路の状況等の点検		・火災・地震等発生時の 初期消火活動、通報、 避難誘導		・消防計画(防災)の作成 ・避難訓練の実施		・消防計画の作成状況、 家具の固定状況等の点検								
主な受講者		各店舗・施設の責任者（管理職）等		スプリンクラー等の消防設備の点検 事業者等		ビル管理会社の社員等		防災センター要員（警備会社からの派遣含む。）等		各店舗・施設の責任者（管理職）等		ビル管理会社の社員等								
資格者が必要となる 建物の規模等		小規模以上の建物 〔収容人員が一定数以上 店舗等：30人 事務所等：50人 〔約106万〕〕		中規模以上の建物 〔消防設備の義務付けのある建物 で、延べ面積1000㎡以上 〔約90万〕〕		店舗等が入居する 中規模以上の建物・雑居ビル 〔収容人員300人以上 又は3階以上で階段が1つの建築物 〔約11万〕〕		大規模な建物 〔倉庫等を除く床面積が 11階以上で1万㎡以上、5階以上で2万㎡以上、4階以下で5万㎡以上等 〔約9000〕〕												
実施主体 （ ）内は、実施機関数		都道府県知事（0） 消防長（甲種570乙種147） 登録講習機関 【（財）日本防火協会】		登録講習機関 【（財）日本消防設備安全センター】		登録講習機関 【（財）日本消防設備安全センター】		都道府県知事（0） 消防長（8） 登録講習機関 【（財）日本消防設備安全センター】		都道府県知事（1） 消防長（53） 登録講習機関 【（財）日本防火協会】		登録講習機関 【（財）日本消防設備安全センター】								
受講者数 （平成21年度）		【登録講習機関実施分】 新規 36,347人 再講習 2,094人 【消防長実施分】 新規 127,439人（併催を除く） 防災管理新規講習と併催39,256人 再講習 9,816人		新規 6,921人 再講習 17,629人		新規 1,122人 再講習3,897人		【登録講習機関実施分】 新規 13,897人 追加 13,978人 【消防長実施分】 新規 9,900人 追加 10,209人		【登録講習機関実施分】 新規 12,081人（併催を除く） 防火管理新規講習と併催913人 【消防長等実施分】 新規 34,326人（併催を除く） 防火管理新規講習と併催 39,256人		新規 3,950人								
手数料 （登録講習機関実施分）		新規 5,000～6,000円 再講習 5,000円		新規 33,000円 再講習 8,500円		新規 45,000円 再講習 8,500円		新規 40,000円 再講習 25,000円 追加講習 10,000円		新規 7,000円 再講習 6,000円 防火・防災管理併催 9,000円		新規 22,000円 再講習 8,500円								
カリ キュ ラム 基 準 の 見 直 し 案	新規講習	現 行		改正案		現 行		改正案		現 行		改正案		現 行		改正案				
		防火管理の重要性	1h	科目統合による 効率化 →2h	火災予防概論	1h	※ 共通科目化し、 科目免除対象を 拡大	火災予防概論	1h	※ 共通科目化し、 科目免除対象を 拡大	防火・防災管理一般知識	3h	※ 共通科目化し、 科目免除対象を 拡大	防災管理の重要性	0.5h	科目統合による 効率化 →3h	防災管理点検制度	1h	※ 共通科目化し、 科目免除対象を 拡大	
		防火管理者の責務	1h		消防法規	1h		防火対象物点検報告	1h		自衛消防組織・統括管理者の役割・責任	3h		防災管理者の責務	0.5h		防災管理	2h		
		共同防火管理	1h		消防用設備等の点検制度	2h		火気使用設備等	1h		災害対応総合訓練	4h		共同防災管理	0.5h		地震災害対策概論	1h		
		施設・設備の維持管理	2h		建築基準法規			2h	消防法規		2h	防災設備等知識・取扱訓練		2h	施設・設備の維持管理		1h	消防法規		1h
		火気管理	2h	消防用設備等技術基準	12h	建築基準法規	1h				消防計画	1h	防災管理点検要領	3h						
		訓練・教育	3h	消防用設備等の点検要領		3h	消防用設備等技術基準	3h												
		消防計画	2h			防火管理	3h													
					防火対象物点検要領	6h														
	合 計	12h	10h	合 計	16h	16h	合 計	18h	18h	合 計	12h	12h	合 計	5h	4.5h	合 計	8h	8h		
再講習	現 行		改正案		現 行		改正案		現 行		改正案		現 行		改正案		現 行		改正案	
	防火管理上の留意事項	1h	→廃止	点検概論	1h	講習内容を法令、 点検基準改正等に 限定	点検概論	1h	講習内容を法令、 点検基準改正等に 限定	制度改正概要	1h	内容の見直しによる 時間短縮 →2h	防災管理上の留意事項	1h	→廃止	点検概論	1h	講習内容を法令、 点検基準改正等に 限定、厳選 →2h		
	過去5年間の法令改正	1h		点検実務	4h		点検実務	4h		災害事例研究	1h		過去5年間の法令改正	1h		点検実務	2h			
	火災事例研究	1h								総合訓練	4h		災害事例研究	1h						
	合 計	3h	2h	合 計	5h	5h	合 計	5h	5h	合 計	6h	4h	合 計	3h	2h	合 計	3h	2h		



平成 22 年 9 月 日
消 防 庁

消防法施行規則の一部を改正する省令（案）、防火管理に関する講習の実施細目の一部を改正する告示（案）等に対する意見募集

消防庁は、消防法施行規則の一部を改正する省令（案）、防火管理に関する講習の実施細目の一部を改正する告示（案）等の内容について、平成 22 年 9 月 17 日から平成 22 年 10 月 16 日までの間、意見を募集します。

1 改正内容

公益法人事業仕分けの評価結果を踏まえ、消防法に基づく防火管理講習、消防設備点検資格者講習、防火対象物点検資格者講習、自衛消防業務講習、防災管理講習及び防災管理点検資格者講習について、必要な防火・防災性能を確保することを前提に、受講者の負担軽減の観点から講習内容の効率化を図ることとし、講習科目及び講習時間の基準の見直しや講習科目の一部免除の拡大等を実施するため、消防法施行規則及び関係する消防庁告示の改正を行うものです（省令案及び告示案の概要は別紙 1 のとおりです。）。

2 意見募集対象及び意見募集要領

○意見募集対象

- ・ 消防法施行規則の一部を改正する省令（案）
- ・ 防火管理に関する講習の実施細目の一部を改正する告示（案）
- ・ 消防法施行規則第三十一条の七第二項において準用する消防法施行規則第一条の四第十項の規定に基づき、登録講習機関の行う講習に係る基準を定める件の一部を改正する告示（案）
- ・ 消防法施行規則第四条の二の五第二項において準用する消防法施行規則第一条の四第十項の規定に基づき、登録講習機関の行う講習に係る基準を定める件の一部を改正する告示（案）
- ・ 自衛消防組織の業務に関する講習の実施細目の一部を改正する告示（案）
- ・ 防災管理に関する講習の実施細目の一部を改正する告示（案）
- ・ 消防法施行規則第五十一条の十三第二項において準用する同規則第一条の四第十項の規定に基づき、登録講習機関の行う講習に係る基準を定める件の一部を改正する告示（案）

○詳細については、別紙 2 の意見募集要領をご覧ください。

3 意見募集の期限

平成 22 年 10 月 16 日（土）（必着）（郵便についても、募集期間内の必着とします。）

4 今後の予定

皆様からお寄せ頂いた御意見を検討した上で、当該省令等を公布する予定です。



（事務連絡先）総務省消防庁予防課
（担当：滝補佐、永渕事務官）
TEL 03-5253-7523（直通）
FAX 03-5253-7533

消防法施行規則の一部を改正する省令（案）、防火管理に関する講習の実施細目の一部を改正する告示（案）等の概要について

1. 主な改正内容

消防法に基づく防火管理講習、消防設備点検資格者講習、防火対象物点検資格者講習、自衛消防業務講習、防災管理講習及び防災管理点検資格者講習について、必要な防火・防災性能を確保することを前提に、受講者の負担軽減の観点から講習内容の効率化を図ることとし、講習科目及び講習時間の基準の見直しや講習科目の一部免除の拡大等を実施するため、消防法施行規則及び関係する消防庁告示の改正を行うものです。

（１）防火管理講習

- ・ 講習事項を見直し、講習時間を甲種にあつては１２時間から１０時間に、乙種にあつては６時間から５時間に改める。
- ・ 防火対象物点検資格者講習の既習者について、新たに講習の受講を免除する。
- ・ 消防設備点検資格者講習又は自衛消防業務講習の既修者について、新たに２時間分の講習科目の一部免除を定める。
- ・ 再講習（※）について、講習事項を見直し、講習時間を３時間から２時間に改める。

（※）一定規模以上の建物の防火管理者にのみ甲種防火管理再講習を義務づけている。

（２）消防設備点検資格者講習

- ・ 防火管理講習、防火対象物点検資格者講習又は自衛消防業務講習の既修者について、新たに２時間分の講習科目の一部免除を定める。

（３）防火対象物点検資格者講習

- ・ 防火管理者について、講習科目の一部免除の対象となる講習時間を４時間から１０時間に改めるなど、講習科目の一部免除を拡大する。

（４）自衛消防業務講習

- ・ 防火管理講習及び防災管理講習の既修者について、新たに７時間分の講習科目の一部免除を定める。
- ・ 再講習について、講習科目を見直し、講習時間を６時間から４時間に改める。

（５）防災管理講習

- ・ 講習事項を見直し、講習時間を５時間から４時間３０分に改める。
- ・ 防災管理点検資格者講習の既習者について、新たに講習の受講を免除する。
- ・ 自衛消防業務講習の既修者について、新たに１時間３０分の講習科目の一部免除を定める。
- ・ 再講習について、講習事項を見直し、講習時間を３時間から２時間に改める。
- ・ 防火管理講習と併催で行う講習について、講習事項を見直し、講習時間を１４時間から１２時間に、再講習の講習時間を４時間から３時間に改めるほか、新たに防火対象物点検資格者講習等の既修者に対する講習科目の一部免除を定める。

(6) 防災管理点検資格者講習

- ・ 防災管理者について、講習科目の一部免除の対象となる講習時間を3時間から4時間30分に改めるなど、講習科目の一部免除を拡大する。
- ・ 再講習について、講習科目を見直し、講習時間を3時間から2時間に改める。

(7) その他

- ・ (1)～(6)の改正に伴う所要の改正を行う。

2. 施行期日

平成23年4月1日

消 防 法 に 基 づ く 講 習 一 覧

参考資料

【平成22年9月現在】

	防火管理講習	消防設備点検資格者講習	防火対象物点検資格者講習	自衛消防業務講習	防災管理講習	防災管理点検資格者講習
対応する災害	火災対応			火災・地震等対応	地震等対応	
主な業務	・消防計画(防火)の作成 ・消火、避難訓練の実施	・消防用設備等の点検、 作動試験	・消防計画の作成状況、 避難経路の状況等の点検	・火災・地震等発生時の 初期消火活動、通報、 避難誘導	・消防計画(防災)の作成 ・避難訓練の実施	・消防計画の作成状況、 家具の固定状況等の点検
主な受講・ 受験者	各店舗・施設の責任者（管理職） 等	スプリンクラー等の消防設備の点 検事業者等	ビル管理会社の社員等	防災センター要員（警備会社から の派遣含む。）等	各店舗・施設の責任者（管理職） 等	ビル管理会社の社員等
資格者が必要 となる 建物の規模等	小規模以上の建物 〔約106万〕	中規模以上の建物 〔約90万〕	店舗等が入居する 中規模以上の建物・雑居ビル 〔約11万〕	大規模な建物 〔約9,000〕		
実施主体 ()内は、 実施機関数	都道府県知事 (0) 消防長 (甲種570乙種147) 登録講習機関 【(財)日本防火協会】	登録講習機関 【(財)日本消防設備安全セン ター】	登録講習機関 【(財)日本消防設備安全セン ター】	都道府県知事 (0) 消防長 (8) 登録講習機関 【(財)日本消防設備安全セン ター】	都道府県知事 (1) 消防長 (53) 登録講習機関 【(財)日本防火協会】	登録講習機関 【(財)日本消防設備安全セン ター】
現行の講習時間 ※()日数は登録講習 機関における講 習実施日数	甲種新規講習：12時間（2日） 乙種新規講習：6時間（1日） 甲種再講習〔5年毎〕：3時間 （半日） ※中規模以上の建築物の防火管理 者のみ	新規講習：16時間（3日） 再講習〔5年毎〕：5時間 （1日）	新規講習：18時間（4日） 再講習〔5年毎〕：5時間 （1日）	新規講習：12時間（2日） 再講習〔5年毎〕：6時間 （1日）	新規講習：5時間（1日） 再講習〔5年毎〕：3時間 （半日） ※防火防災管理併催新規講習： 14時間（2日半）	新規講習：8時間（2日） 再講習〔5年毎〕：3時間 （半日）
受講者の実績 (平成21年度)	【登録講習機関実施分】 新規 36,347人（併催を除く） 防災管理新規講習と併催913人 再講習 2,094人 【消防長実施分】 新規 127,439人（併催を除く） 防災管理新規講習と併催39,256人 再講習 9,816人	新規 6,921人 再講習 17,629人	新規 1,122人 再講習3,897人	【登録講習機関実施分】 新規 13,897人 追加 13,978人 【消防長実施分】 新規 9,900人 追加 10,209人	【登録講習機関実施分】 新規 12,081人（併催を除く） 防火管理新規講習と併催913人 【消防長等実施分】 新規 34,326人（併催を除く） 防火管理新規講習と併催 39,256人	新規 3,950人
手数料 (登録講習機関 実施分)	新規 5,000～6,000円 再講習 5,000円	新規 33,000円 再講習 8,500円	新規 45,000円 再講習 8,500円	新規 40,000円 再講習 25,000円 追加講習 10,000円	新規 7,000円 再講習 6,000円 防火・防災管理併催 9,000円	新規 22,000円 再講習 8,500円